

- (避難等の訓練)
第十二条の二 使用者は、火災その他非常の場合に備えるため、寄宿舎に寄宿する者に対し、寄宿舎の使用を開始した後遅滞なく一回、及びその後六箇月以内ごとに一回、避難及び消火の訓練を行わなければならない。
 (掃除用具)
第十二条の三 使用者は、寄宿舎には、その清潔を保つため、必要な掃除用具を備えなければならぬ。
 (階段の構造)
第十三条 使用者は、常時使用する階段の構造については、次の各号に定めるところによらなければならぬ。
 一 踏面二十一センチメートル以上、けあげ二十二センチメートル以下とすること。
 二 階段の両側には、高さ七十五センチメートル以上八十五センチメートル以下の手すりを設けること。ただし、側壁又はこれに代わるものがある側については、この限りでない。
 三 幅は、七十五センチメートル以上とすること。ただし、屋外階段については、六十センチメートル以上とすることができる。
 四 各段から高さ一・八メートル以内に障害物がないこと。
 五 屋内の階段については、蹴込板又は裏板を付けること。
 (廊下の幅)
第十四条 使用者は、廊下の幅については、両側に寝室がある場合にあつては一・六メートル以上、その他の場合には一・二メートル以上としなければならない。
 (常夜灯)
第十五条 使用者は、階段及び廊下に常夜灯を設けなければならない。
 (寝室)
第十六条 使用者は、寝室については、次の各号に定めるところによらなければならぬ。
 一 各室の居住人員は、それぞれ六人以下とすること。
 二 各室の床面積は、それぞれ、押入れ又はこれに代わる設備の面積を除き、一人について三・二平方メートル以上とすること。
 三 木造の床の高さは、四十五センチメートル以上とすること。ただし、床下をコンクリート、たたきその他これらに類する材料でおおう等防湿上有効な措置を講じた場合には、この限りでない。
 四 床は、畳敷きとすること。ただし、寝台を設けた場合には、この限りでない。
 五 天井を設け、その高さは二・一メートル以上とすること。
 六 二段以上の寝台を設ける場合には、各段の寝台と寝台との上下の間隔及び最上段の寝台と天井との間隔は、八十五センチメートル以上とすること。
 七 各室には、寝具を収納するための押入れ若しくは棚を設け、又はこれらに代わる設備を個人別に設けること。
 八 各室には、十分な容積を有し、かつ、施錠可能な身の回り品を収納するための設備を個人別に設けること。
 九 各室には、床面積の七分の一以上の面積に相当する有効採光面積を有する窓を設けること。
 十 各室には、床面積十平方メートル以内ごとに、白熱電球があつては六十ワット以上、蛍光ランプがあつては二十ワット以上の消費電力の照明設備を設けること。
 十一 外窓には、蚊を防ぐための措置を講ずること。
 十二 防寒のための採暖の設備を設けること。
 十三 防暑のための冷房等の設備を設けること。

- 2 使用者は、寄宿労働者が昼間睡眠を必要とする場合には、寝室に暗幕その他の遮光のための設備を設けなければならない。
 (食堂及び炊事場)
第十七条 使用者は、食堂又は炊事場を設ける場合には、次の各号に定めるところによるほか、常に清潔を保持するため必要な措置を講じなければならない。
 一 床は、土のままとせず、板張り、コンクリート等清掃に便利な構造とすること。
 二 食堂には、同時に食事をする者の数に応じ、食卓を設け、かつ、座食することができる場所を除き、いすを設けること。
 三 照明及び換気が十分であること。
 四 食堂には、防寒のための採暖の設備を設けること。
 五 食堂には、防暑のための冷房等の設備を設けること。
 六 はえ、ごきぶりその他のこん虫、ねずみ等の害を防ぐための措置を講ずること。
 七 食器及び炊事用器具を保管する設備を設け、これらを清潔に保持すること。
 八 廃物及び汚水を処理するための設備を設けること。
 九 炊事従業員には、炊事専用の清潔な作業衣を着用させること。
 (飲用水等)
第十八条 使用者は、飲用及び洗浄のため清浄な水を十分に備えなければならない。
 2 使用者は、前項の水については、水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第五項に規定する水道事業者の水道から供給されるものとしなければならない。ただし、同法第四条の規定に基づく水質基準に適合していることを確認した水と同質の水を用いる場合においては、この限りではない。
 (浴場)
第十九条 使用者は、次の各号に定めるところにより、浴場を設けなければならない。ただし、他人に利用する浴場がある場合には、この限りでない。
 一 寄宿舎に寄宿する者の数が十人以内ごとに一人以上の者が同時に入浴することができる規模の浴室を設けること。
 二 浴室には、清浄な水又は上がり湯を備えること、浴場を適当な温度及び量に保つこと等清潔保持及び保温のため必要な措置を講ずること。
 三 脱衣場及び浴室は、男女別とすること。ただし、男性と女性のいづれか一方が著しく少數であり、かつ、男女により入浴の時間を異にする場合はこの限りでない。
 四 照明及び換気が十分であること。
 (便所)
第二十条 使用者は、便所については、次の各号に定めるところによるほか、常に清潔を保持するため必要な措置を講じなければならない。
 一 寝室、食堂及び炊事場から適当な距離に設けること。
 二 大便所の便房の数は、寄宿舎に寄宿する者の数が十五人以内ごとに一個以上とすること。
 三 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。
 四 照明及び換気が十分であること。
 五 流出する水によつて手を洗う設備を設けること。
 (くつ、雨具等の収納設備)
第二十一条 使用者は、寄宿舎に寄宿する者の数に応じ、くつ、雨具等を収納する設備を屋内に設けなければならない。
第二十二条 使用者は、寄宿舎に寄宿する者の数に応じ、洗面所、洗たく場及び物干し場を設けなければならない。

(休養室)

第二十三条 使用者は、常時五十人以上の者が寄宿する寄宿舎には、休養のための室を設けなければならない。

(福利施設)

第二十三条の二 使用者は、なるべく教養、娯楽、面会のための室等寄宿労働者のための適当な福利施設を設けなければならない。

(適用除外)

第二十四条 寄宿舎であつて、六箇月に満たない期間内に、解体するもの又は寄宿舎として使用しないものについては、第十六条第一項第五号及び第十九条第一号の規定は、適用しない。

第二十四条 常時十人に満たない者が寄宿する寄宿舎については、第十条第一項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

1 この省令の施行前に設置されている寄宿舎に係る階段の構造(手すりに關するものを除く)、廊下の幅並びに寝室の木造の床の高さ及び天井の設置については、当該寄宿舎に寄宿する労働者がこの省令の施行の際現に從事している事業が完了するまでの間は、第十三条第一号、第三号及び第四号、第十四条並びに第十六条第四号及び第六号の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

附 則 (平成六年八月三一日労働省令第三十八号)

(施行期日)

1 この省令は、平成六年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第八条、第十三条第四号、第十九条第三号及び第二十四条第一項の規定の適用については、この省令の施行前に設置されている第一条に規定する附屬寄宿舎(以下「寄宿舎」といふ)については、なお従前の例による。

3 改正後の第十六条第一項第一号、第二号、第四号、第七号、第八号及び第十三号の規定の適用については、この省令の施行前に設置されている寄宿舎については、当該寄宿舎に寄宿する労働者がこの省令の施行前に從事している事業が完了するまでの間は、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現に使用している寄宿舎に関する改正後の第十二条の二の規定の適用については、同条中「寄宿舎の使用を開始した後」とあるのは「この省令の施行後」とする。

5 この省令の施行前にした行為、附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの省令の施行後にした行為及び附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの省令の施行後当該寄宿舎に寄宿する労働者がこの省令の施行の際現に從事している事業の完了前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年九月二十五日労働省令第三二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成九年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一〇年一二月二八日労働省令第四五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二二日厚生労働省令第二〇三号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令(次項において「旧省令」という。)の規定によりされている許可若しくは認定の申請、届出又は報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による許可若しくは認定の申請、届出又は報告とみなす。この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式(第5条の2)

| | |
|-----|----|
| 寄宿舎 | 設置 |
| | 移転 |
| | 変更 |

| | |
|-------------|------------------|
| 事業の種類 | |
| 事業の名称 | |
| 事業場の所在地 | |
| 常時使用する労働者数 | |
| 事業の開始予定年月日 | 事業の終了予定期 |
| 寄宿舎の設置地 | |
| 収容能力及び収容実人員 | (収容能力)名、(収容実人員)名 |
| 棟 | 棟 |
| 構造 | |
| 延居住面積 | m ² |
| 階段の構造 | |
| 寝室 | 室 |
| 食堂 | 堂 |
| 炊事場 | |
| 便所 | |
| 洗面所及び洗たく場 | |
| 浴場 | |
| 避難階段等 | |
| 警報設備 | |
| 消防設備 | |
| 工事開始予定期 | 工事終了予定期 |

年月日

使用者職氏名

労働基準監督署署長殿

備考

- 1 表題の「設置」、「移転」及び「変更」のうち該当しない文字をまつすこと。
- 2 「事業の種類」の欄には、なるべく事業の内容を詳細に記入すること。
- 3 「構造」の欄には、鉄筋コンクリート造、木造等の別を記入すること。
- 4 「階段の構造」の欄には、踏面、けあけ、こう配、手すりの高さ、幅等を記入すること。
- 5 「寝室」の欄には、1人当たりの居住面積、天井の高さ、照明並びに採暖及び冷房等の設備について記入すること。
- 6 「食堂」の欄には、面積、1回の食事人員等を記入すること。
- 7 「炊事場」の欄には、床の構造及び給水施設(上水道、井戸等)を記入すること。
- 8 「便所」の欄には、大便所及び小便所の男女別の数並びに構造の大要(水洗式、くみ取り式等)を記入すること。
- 9 「洗面所及び洗たく場」の欄には、各設備の設置箇所及び設置数を記入すること。
- 10 「浴場」の欄には、設置箇所及び加温方式を記入すること。
- 11 「避難階段」の欄には、避難階段及び避難はしご等の避難のための設備の設置箇所及び設置数を記入すること。
- 12 「警報設備」の欄には、警報設備の設置箇所及び設置数を記入すること。
- 13 「消防設備」の欄には、消防設備の設置箇所及び設置数を記入すること。